

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。
【令和8年1月20日更新】

特記事項

国民健康保険関係事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道千歳市長

公表日

令和8年2月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>1. 事務の概要 国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、賦課徴収、各種給付業務を行っている。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の支給に関する事務 ③国民健康保険料の決定及び賦課に関する事務 ④国民健康保険料の徴収及び収納に関する事務 ⑤国民健康保険料の滞納整理に関する事務 ⑥オンライン資格確認に関する事務</p>
③システムの名称	国民健康保険市町村事務標準システム、滞納整理システム、収納管理システム、共通宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル、滞納整理ファイル、収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険関係事務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表項番44 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表項番44 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><国民健康保険関係事務> [情報提供] ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 [情報照会] ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69、70、71の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報公開係 千歳市東雲町2丁目34番地 (電話)0123-24-3131(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部国保医療課国保給付係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-3131(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には基本4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>当該事務に係る業務用端末にアクセスが可能な職員は、生体認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月27日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1、2、3、4、5、19、20、22-2、24-2、25、31-2、33、43、44、46条 <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 42、43、44、45の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第25条、25-2条及び第26条 <p>3. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>【別表第2における情報提供の根拠】</p> <p>第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項)</p> <p>別表第2省令 第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)</p> <p>番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。)第25条、第25条の2及び第26条</p>	事前	番号法第19条第8号の変更については、令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民環境部国保医療課国保給付係	市民環境部国保医療課	事後	
令和3年7月27日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月27日	IV-8 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和4年7月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年7月14日	I-4-② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>【別表第2における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項)</p> <p>別表第2省令 第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)</p> <p>番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。)第25条、第25条の2及び第26条</p>	<p>※変更前記載に以下の記載を追加</p> <p>【情報照会の根拠】 第1欄((情報照会者)が「特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」、第2欄(事務)が「特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務」、第3欄(情報提供者)「内閣総理大臣」、第4欄(特定個人情報)が「公的給付支給等口座登録簿関係情報」となっている項(121の項)</p> <p>番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。)第59条の4</p>	事後	左記の追加事項は、令和4年9月29日付、国(総務省自治局)事務連絡「公金受取口座情報の提供開始について」に基づき、令和5年3月から運用開始。
令和5年7月14日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月14日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月14日	IV-8 監査	自己点検、内部監査	自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月20日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の30の項 ・第9条第2項及び千歳市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月8日条例第30号) <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第24条 <p>3. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項 ・番号利用法別表第一 第30項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p><国民健康保険関係事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表項番44 <p><オンライン資格確認に係る業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表項番44 ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月20日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>【別表第2における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項)</p> <p>別表第2省令 第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)</p> <p>番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。)第25条、第25条の2及び第26条</p> <p>【情報照会の根拠】 第1欄((情報照会者)が「特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」、第2欄(事務)が「特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務」、第3欄(情報提供者)「内閣総理大臣」、第4欄(特定個人情報)が「公的給付支給等口座登録簿関係情報」となっている項(121の項)</p>	<p><国民健康保険関係事務> [情報提供] ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 [情報照会] ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69、70、71の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和8年1月20日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再実施のため
令和8年1月20日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再実施のため
令和8年1月20日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)	<p><国民健康保険関係事務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表項番44 <オンライン資格確認に係る業務></p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月20日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>【別表第2における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項)</p> <p>別表第2省令 第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)</p> <p>番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。)第25条、第25条の2及び第26条</p> <p>【情報照会の根拠】 第1欄((情報照会者)が「特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」、第2欄(事務)が「特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務」、第3欄(情報提供者)「内閣総理大臣」、第4欄(特定個人情報)が「公的給付支給等口座登録簿関係情報」となっている項(121の項)</p> <p>番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。)第59条の4</p>	<p><国民健康保険関係事務> [情報提供] ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 [情報照会] ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69、70、71の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和8年1月20日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再実施のため
令和8年1月20日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再実施のため
令和8年1月20日	IV8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には基本4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月20日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和8年1月20日	IV11 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		当該事務に係る業務用端末にアクセスが可能な職員は、生体認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加